

住居表示の実施に伴う

会社・法人等の変更登記の 手引き



五 泉 市

目 次

1	まえがき	1
2	どんな場合に変更登記が必要か.....	2
3	登記期間	2
4	本店等の所在地の表示が変更になった場合	3
5	支店等の所在地の表示が変更になった場合	4
6	代表者等の住所の表示が変更になった場合	5
7	会社等が所有する不動産の名義人の住所変更	6
8	管轄法務局について	7
9	登記申請書の書き方について	8
10	記載例	9

1 まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店、主たる事務所（以下「本店等」という）、支店、従たる事務所（以下「支店等」という）の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局（7ページを参照）に対し、変更登記の手続きをしていただく必要がありますので、お手数ですがこの手引きを参照のうえ、実施日（令和8年10月13日）以降に変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

なお、登記申請の際、住居表示変更証明書を添付すれば、登録免許税はかかりません。

- ※ 本書では、会社・法人等の変更登記の手続きについてご説明いたします。
貴社が該当する項目をご覧ください、手続きの参考としてください。
- ※ 法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読み替えてご参照ください。
「本店」→「主たる事務所」
「支店」→「従たる事務所」
「代表取締役」→「代表理事」等

2 どんな場合に变更登记が必要か

- (1) 会社等の本店等または支店等の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人及び公益財団法人の代表理事、各種法人・組合等の代表者（以下「代表者等」という）などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は別途、不動産登記に関する手続きも必要となります。

3 登記期間

- ・上記（１）、（２）に該当する場合 住居表示実施日から２週間以内
(遅れた場合、過料に処されることがあります。)
- ・上記（３）に該当する場合 所有者の住所変更については住居表示実施日から２年以内
(６ページの説明をご参照ください。)

4 本店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居表示変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

新潟県五泉市村松乙〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇〇」の本店所在地の表示が、新潟県五泉市村松大手〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必 要 書 類 変更登記申請書…………… 1 通
住居表示変更証明書…………… 1 通
- ② 申 請 人 代表取締役（代表者等）
- ③ 登 記 期 間 2 週間以内
- ④ 申請書提出先 新潟県新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1 番地
新潟地方法務局法人登記部門

※ 9 ページに記載例があります。ご参照ください。

5 支店等の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居表示変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

本店等が新潟県内、支店等が新潟県五泉市村松乙〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇〇」の支店所在地の表示が、新潟県五泉市村松大手〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

① 必 要 書 類 変更登記申請書…………… 1 通

住居表示変更証明書…………… 1 通

② 申 請 人 代表取締役（代表者等）

③ 登 記 期 間 2 週間以内

④ 申請書提出先 新潟県新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1 番地

新潟地方法務局法人登記部門

※本店等が新潟県以外の場合は、本店所在地を管轄する法務局

6 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の
住居表示変更証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

本店等が新潟県内にある、「株式会社〇〇〇〇」の代表取締役「村松太郎」さんの住所の表示が、
新潟県五泉市村松乙〇〇〇番地から新潟県五泉市村松大手〇番〇号に変更になった場合の手続き
は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

① 必 要 書 類 変更登記申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
住居表示変更証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

② 申 請 人 代表取締役

③ 登 記 期 間 2 週間以内

④ 申請書提出先 新潟県新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1 番地

新潟地方法務局法人登記部門

※本店等が新潟県以外の場合は、本店所在地を管轄する法務局

※ 本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に
両方とも記載しても差し支えありません。（9ページをご参照ください。）

7 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更

※ まず、会社等の所在地変更登記を先に済ませてから、以下の手続きをしてください。

(1) 手 続

不動産の「登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

※ 申請書には会社法人等番号（12ケタ）を記載してください。

登記申請書に会社法人等番号を記載した場合、「履歴事項証明書」の添付が不要になります。

(2) 参考例

新潟県五泉市村松乙〇〇〇番地にある「株式会社〇〇〇〇」の所在地の表示が、新潟県五泉市村松大手〇番〇号に変更になり、この会社が新潟県五泉市内の土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必 要 書 類 登記申請書…………… 1 通
 住居表示変更証明書…………… 1 通
 履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証するもの) ※1 通
 ※ 会社法人等番号を登記申請書に記載した場合は不要です。

- ② 申 請 人 代表取締役

- ③ 登 記 期 間 変更日から2年以内に申請が必要になります（注）。

（注）会社等が所有する不動産の所有者欄に会社法人等番号が登記されている場合には、住所変更の登記申請は必要ありません。
詳しくは、不動産を管轄する法務局までお問い合わせください。

- ④ 申請書提出先 新潟地方法務局新津支局（不動産の所在地を管轄する法務局）

※ 11 ページに記載例があります。ご参照ください。

8 管轄法務局について

☆ 五泉市内の商業・法人登記の管轄法務局は、
新潟地方法務局法人登記部門です。

新潟地方法務局 （管轄区域：新潟県内全域）

〒951-8504 新潟市中央区西大畑町 5191 番地
新潟地方法務総合庁舎

電話 025-226-0955

☆ 五泉市内の不動産登記の管轄法務局は、

新潟地方法務局新津支局 （管轄区域：五泉市、新潟市秋葉区・南区、
阿賀野市、東蒲原郡阿賀町）

〒956-0031 新潟市秋葉区新津 4463-1
電話 0250-22-0501（自動音声案内）

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照ください。

参照：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

9 登記申請書の書き方について

- ① 申請書はA 4 の用紙に記載し、添付書類とともに左とじにして提出してください。
紙質は長期間保存（30年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
 - ② 申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は上部5cm程度の余白を設けてください。
また、日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。
 - ③ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。
鉛筆は使用できません。
 - ④ 申請書の参考様式は法務省のホームページからダウンロードできます。
法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>
 - ⑤ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付してください。
- ※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、会社（法人）登記については、返却する書類がありませんので不要です。
- ⑥ インターネットを利用したオンライン申請も可能です。申請方法等の詳細については法務局のサイトを参照ください。

法務局 オンライン申請のご案内

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

- ⑦ 代理人の方が手続きをする場合は、委任状を添付してください。

10ページ、12ページに作成例・記載例がありますので、ご参考にしてください。

株式会社変更登記申請書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○

フリガナ ○○○○

1 商 号 株式会社○○○○（登記されている会社の名称）

1 本 店 新潟県五泉市村松乙○○○番地（本店の変更前の旧住所）

1 登記の事由 住居表示の実施による本店所在地の変更
（住居表示の実施による代表取締役の住所変更）

1 登記すべき事項

（本店の場合）

「本店」 新潟県五泉市村松大手○番○号（変更後の新住所を記入）

「原因年月日」 令和8年10月13日住居表示実施

（代表取締役の住所の場合）

「役員に関する事項」

「資格」 代表取締役

「住所」 新潟県五泉市村松大手○番○号（変更後の新住所を記入）

「氏名」 村松太郎

「原因年月日」 令和8年10月13日住居表示実施

1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示変更証明書（原本）
（本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、本店（会社分）と代表者（個人分）それぞれ1通ずつの住居表示変更証明書が必要です。）
委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要）
（10ページ参照）

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申 請 人 本 店 新潟県五泉市村松大手○番○号（会社の新住所）

商 号 株式会社○○○○（会社の名称）

代表取締役 住 所 新潟県五泉市村松大手○番○号（代表者の新住所）

氏 名 村松 太郎 ㊤（法務局に届出しているものを押印。代理人で申請する場合は押印不要。代理人が下記に押印する。）

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

新潟地方法務局 御中 （申請書を提出する法務局）

申請代理人

住 所 新潟県五泉市□□町○○番地

氏 名 五泉 五郎 ㊤

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を押印してください。）
（代理人の押印が必要。）

委 任 状

私は、新潟県五泉市□□町○○番地 五泉 五郎 に下記のことを委任します。

記

〈本店変更の場合〉

当会社の本店は、令和8年10月13日住居表示に関する法律第3条の規定による住居表示の実施により新潟県五泉市村松大手○番○号と変更したので、その登記申請に関する一切の件

〈住所変更の場合〉

代表取締役○○○○の住所が、令和8年10月13日住居表示実施に伴い、新潟県五泉市村松大手○番○号と変更したので、その登記申請に関する一切の件

〈必要があれば〉

原本還付の請求及び受領の件

令和 年 月 日
(委任した日を記入)

(本店又は主たる事務所) 新潟県五泉市村松大手○番○号
(新住所を記入)

(商号又は名称) 株式会社○○○○

(代表者の資格・氏名) 代表取締役 村松太郎 ⑩
(法務局に届けてある印を押印してください。)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和8年10月13日住居表示実施

変更後の事項 本 店 五泉市村松大手〇番〇号

申 請 人 五泉市村松大手〇番〇号
株式会社〇〇〇〇
(会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇)
代表取締役 村松 太郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 住居表示変更証明書 会社法人等番号
委任状 (代理人申請の場合)

令和 年 月 日申請 新潟地方法務局新津支局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

所 在 五泉市村松大手
地 番 〇〇〇番
地 目 宅地
地 積 1230.50平方メートル

所 在 五泉市村松大手〇〇〇番地
家屋番号 〇〇〇番
種 類 事務所
構 造 木造スレートぶき2階建
床面積 1階 165.36平方メートル
2階 58.38平方メートル
※登記事項証明書のとおりに正確に記載してください。

会社法人等番号を記載してください。
これにより会社の履歴事項証明書の添付を省略できます。

委 任 状

私は、五泉市□□町○○番地 五泉五郎 を代理人と定めて、下記の登記申請に関する一切の権限（申請の取下げ、添付情報の原本還付請求及び受領に関する件を含む。）を委任します。

記

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 登記の原因 令和8年10月13日住居表示実施

変更後の事項 本店 五泉市村松大手○番○号

不動産の表示

所 在 五泉市村松大手
 地 番 ○○○番
 地 目 宅地
 地 積 1230.50平方メートル

所 在 五泉市村松大手○○○番地
 家屋番号 ○○○番
 種 類 事務所
 構 造 木造スレートぶき2階建
 床面積 1階 165.36平方メートル
 2階 58.38平方メートル

※登記事項証明書のとおりに正確に記載してください。

令和 年 月 日
 （委任した日を記入）

（本店又は主たる事務所） 五泉市村松大手○番○号
 （新住所を記入）

（商号又は名称） 株式会社○○○○

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 村松太郎 ⑩
 （法務局に届けてある印を押印してください。）

発行：五泉市村松支所 地域振興課 地域振興係